

【令第112条第2項】(500㎡区画)
 令第112条第2項の500㎡区画については、スプリンクラー設置部分の1/2に相当する床面積を除くことができるため、対象床面積500㎡未満により、区画形成は不要となる。
 1F SP設置部: 280.25/2=140.13㎡ SP非設置部: 115.40㎡
 2F SP設置部: 307.35/2=153.68㎡ SP非設置部: 85.68㎡
 合計 140.13+115.40+153.68+85.68=494.89㎡ < 500㎡

【令第112条第2項・第114条第2項】(防火上主要な間仕切壁)
 床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画し、区画した部分に自動式のスプリンクラー設備を設けるため、防火上主要な間仕切壁が小屋裏又は天井裏まで達する必要はなくなる。

【消防法: 無窓階の検討】
 必要窓面積: 393.03㎡/30=13.101㎡

算定窓を示す
 防火引違 16513: 13ヶ所
 (1.650*1.300/2)*13=13.942

合計: 13.942㎡
 13.101㎡ < 13.942㎡ ∴有窓階

【火気使用室の制限】
 1. IHヒーター本体から周囲20mm、発熱体から周囲100mm、上方100mm以内は不燃材料で有効に仕上げをした部分とする。
 2. 五徳より不燃材料であるレンジフード、吊り戸棚下端まで800mm以上の離隔距離を確保する。
 3. 火気用排気ダクトはロック-50mmにより断熱処理又は同等の安全性を確保できる措置をする。
 4. 火気用排気ダクトはスパイラルダクトとする。

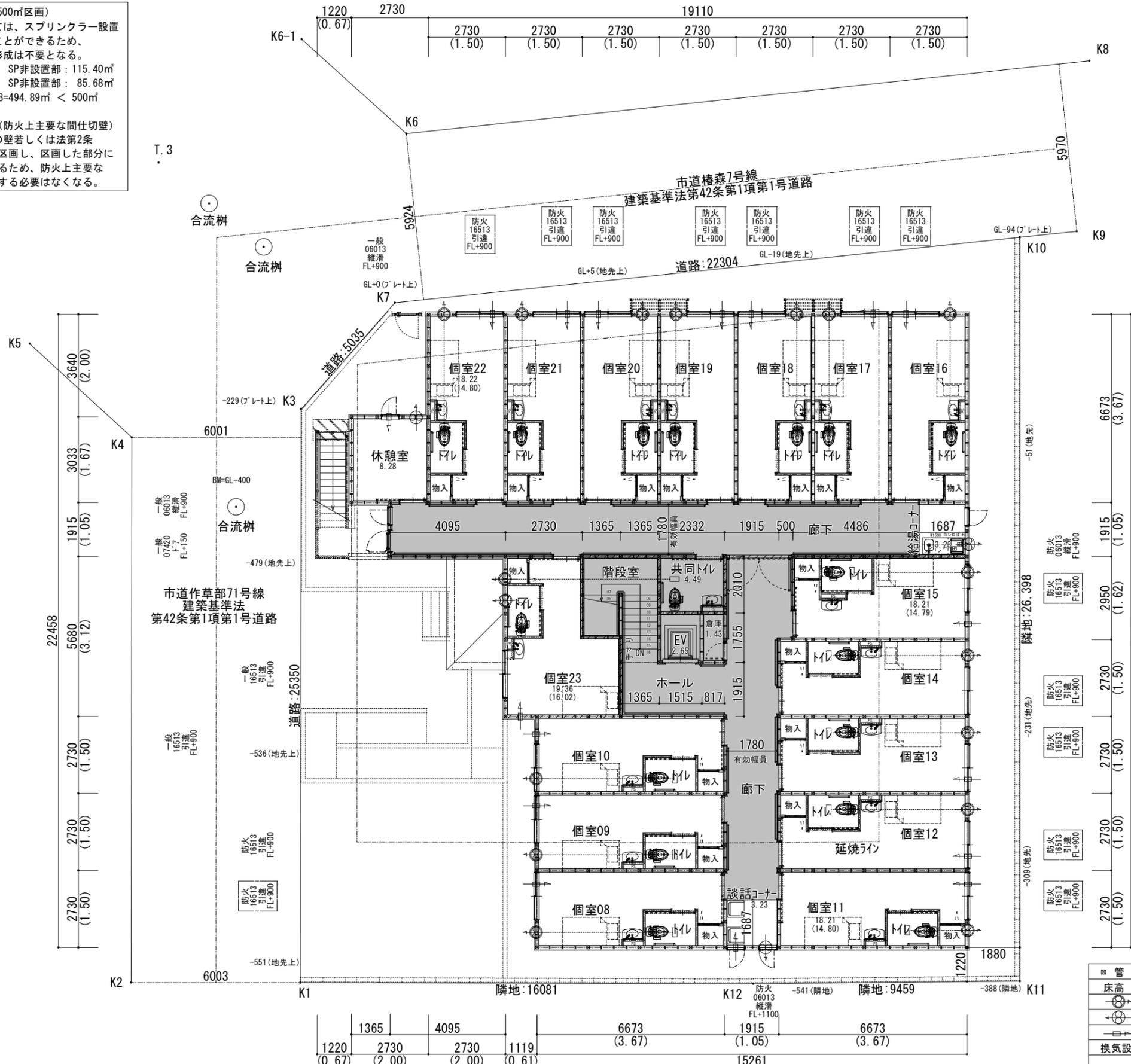
【令第112条第15項】(防火区画貫通部の処理)
 給水管、配電管その他の管が準耐火構造の防火区画を貫通する場合は、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタル等不燃材料で埋める。

【令第129条の2の5第1項第七号】(防火区画貫通部材の制限)
 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じ平12建告第1422号に規定された数値未満とする。
 (※建築設備設計・施工上の運用指針 表1-3-2)
 上記が適用できない場合、貫通する部分からそれぞれ両側に1.0m以内の距離にある部分を不燃材料で造るか、国土交通大臣の認定を受けた工法とする。

【収容人員の数】
 従業員: 3人 (ヘルパー3人)
 入居者: 16人
 合計: 19人

*収容人員20人未満のため避難器具設置なし

外部サッシ (防火設備)	
引違窓 (窓タイプ)	EB-1207
タテスベリ窓 (サッシタイプ)	EB-1272



管柱	105×105
床高	特記なき居室及び室の床高さは±0とする
換気	第三種換気扇(24h用)
換気	局所換気扇
換気	自然給気孔
換気設備	延焼の恐れにある部分はFD付きとする
	100φ以下は金属製とする

株式会社 宏林建設
 KOURIN
 〒262-0012 千葉県市花見川区千種町2-3-1
 tel: 043-259-7792 fax: 043-258-5850

1級建築士登録 第363958号
 林 和 輝

株式会社 千都建築設計事務所
 ENT
 〒260-0011 千葉県美浜区真砂3-1-2 千都ビル
 tel: 043-277-2271 (代) fax: 043-277-3592

1級建築士登録 第217273号
 田 中 明 夫

作 図 工事名称 (仮称) 椿森3丁目サ高住 新築工事
 図面名 2階平面図

縮尺 1:150
 作成日 20/01/08
 番号 A-08